

日高川町農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金交付要綱（町単）

（趣旨）

第1条 この要綱は、農作物等に被害を及ぼす鳥・猿・猪・鹿・アライグマ等（以下「有害鳥獣」という。）による被害の軽減を図る者に対し、予算の範囲内へ補助金を交付するものとし、その交付に際しは日高川町補助金等交付規則（平成17年規則第27号）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 日高川町内に住所を有する農業者及びこれらで組織するグループが、鳥獣害防止対策を講じようとする者。

（補助対象事業）

第3条 有害鳥獣による被害防止を目的とした次に掲げる事業に対し補助金を交付する。

対象事業	内 容	事 業 内 容
侵入防止柵	電気柵	有害鳥獣に電気ショックを与え農地に近づけないもの ただし、補助事業により設置した本体機械の買い換えについては、 交付を受けた翌年度から起算して4年以上経過したもの
	その他	トタン張り、侵入防止ネット及び支柱、その他町が認めた有効な方法により農地に有害鳥獣を侵入させないもの
捕 獲 檻	猪・鹿用	わな免許所持者
	猿用	わな免許所持者
	アライグマ用	わな免許所持者
大型囲いわな	猿用	集団で捕獲可能な大型の囲いわなで、わな免許所持者を含む団体が管理するもの

（補助対象事業費及び補助率）

第4条 予算の範囲内において、下記の補助率を上限に補助金を交付する。

補助対象事業	補助対象事業費限度額	補 助 率
侵入防止柵 及び捕獲檻	侵入防止柵等 10,000円以上150,000円以内 (1園地あたり)	2/3以内
	箱わな 猪・鹿用 100,000円以内 (1基)	
	箱わな 猿用 60,000円以内 (1基)	
	箱わな アライグマ用 30,000円以内 (1基)	
大型囲いわな	猿用 300,000円以内 (1基)	10/10以内

ただし、補助対象となる事業費は、使用した資材費のみとし、設置費・運搬費は除く。

(様式の種類)

第5条 この要綱の申請等については、以下に定める様式とする。

書 類	様 式
補助金交付申請書	様式第1号
実績報告書	様式第2号
補助金交付請求書	様式第3号

(その他)

第6条 この事業で補助金の交付を受けた農地については、交付を受けた翌年度から起算して5年間適正な管理をしなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。